

**改正**

平成19年4月1日教委告示第1号  
平成19年11月5日教委告示第6号  
平成21年4月27日教育委員会告示第4号  
平成24年11月26日教育委員会告示第4号  
平成26年6月25日教育委員会告示第5号  
平成28年9月26日教育委員会告示第10号  
平成29年4月25日教育委員会告示第1号  
平成29年11月27日教育委員会告示第5号  
平成31年2月22日教育委員会告示第1号  
令和元年6月25日教育委員会告示第1号  
令和2年2月25日教育委員会告示第1号  
令和4年2月25日教育委員会告示第2号  
令和5年2月24日教育委員会告示第1号

東かがわ市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、小学校及び中学校における義務教育のより円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (4) 要保護児童生徒 東かがわ市に住所を有する小学校又は中学校の児童生徒及び翌年度就学予定者のうち、その保護者が要保護者である者をいう。

(5) 準要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者をいう。

(6) 準要保護児童生徒 東かがわ市に住所を有する小学校又は中学校の児童生徒及び翌年度就学予定者のうち、その保護者が準要保護者である者をいう。

(準要保護者の認定基準)

**第3条** 準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金による貸付け

(2) 前号に該当しない者で、その属する世帯所得額が、文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる保護基準等に基づいて算出した年額の1.3倍未満の者であって、次のいずれかに該当する者

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者、又は学用品、通学用品等に不自由している等生活状態が極めて悪いと認められる児童生徒の保護者

オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者

(3) その他東かがわ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認定が必要と認めた者

(就学援助費の支給)

**第4条** 教育委員会は、就学援助が必要であると認めた要保護児童生徒及び準要保護児童生徒ごとに、別表に定めるところにより就学援助に係る費用（以下「就学援助費」という。）を算定し支

給するものとする。

2 就学援助費は、児童生徒の就学する学校長（以下「学校長」という。）が一括して請求し、保護者に対して支給するものとする。

3 学校長は、保護者が就学援助費を他の目的で消費する等、第1条の目的を達することができないと認められる場合は、前項の規定に限らず、必要な措置を講じなければならない。

（申請）

**第5条** 就学援助費の受給を申請しようとする保護者（以下「申請者」という。）は、別に定める受給申請書に世帯の所得・課税証明書又は教育委員会が必要な地方税関係情報を取得することに対する同意書及び審査に必要な書類を添付し、学校長に提出しなければならない。

2 東かがわ市での所得・課税証明手数料は、東かがわ市手数料条例（平成15年東かがわ市条例第35号）第6条第1項の規定により免除する。

**第6条** 前条の規定により、申請を受けた学校長は、速やかに申請書を精査し、就学援助に関する意見を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（認定）

**第7条** 要保護児童生徒及び準要保護児童生徒は、年度ごとに認定する。

2 前項の認定は、3月の末日までに行う。ただし、年度途中で申請があった場合の認定については、当該申請日の属する月の末日までに行う。

3 教育委員会は、第1項の審査に当たり、必要に応じて民生児童委員又は福祉事務所長の意見を求めることができるものとする。

4 教育委員会は、第1項の審査について、審査資料が不十分と認められるときは、申請者の承諾を得て、事情聴取を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（認定結果の通知）

**第8条** 教育委員会は、前条の認定結果を速やかに申請者及び学校長に通知しなければならない。

（支給額の算定）

**第9条** 就学援助費の支給額の算定は、当初認定は4月1日から開始し、年度途中の認定は認定日の翌月1日から開始する。ただし、生活保護の開始、停止、児童扶養手当の支給開始、その他の理由により、教育委員会が算定開始日を指定するときはこの限りでない。

（認定の取消し）

**第10条** 要保護児童生徒及び準要保護児童生徒が、世帯の経済状況の好転等により、認定基準を満たさなくなったとき、教育委員会は認定を取り消さなければならない。

2 認定の取消しについては、第7条から第9条の規定を準用する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、事務処理については、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領（昭和39年2月3日文部省文初財第21号）及び文部科学省通知によるものとし、その他必要な事項は教育委員会が定める。

**附 則**

この告示は、平成15年4月2日から施行する。

**附 則**（平成19年4月1日教委告示第1号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年11月5日教委告示第6号）

この告示は、告示の日から施行し、平成19年11月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成21年4月27日教育委員会告示第4号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度分から適用する。

**附 則**（平成24年11月26日教育委員会告示第4号）

この告示は、平成24年11月26日から施行する。

**附 則**（平成26年6月25日教育委員会告示第5号）

この告示は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度から適用する。

**附 則**（平成28年9月26日教育委員会告示第10号）

この告示は、平成28年10月1日から施行し、平成28年度から適用する。

**附 則**（平成29年4月25日教育委員会告示第1号）

この告示は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年11月27日教育委員会告示第5号）

この告示は、平成30年1月1日から施行し、平成29年度分から適用する。

**附 則**（平成31年2月22日教育委員会告示第1号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表の6の項の改正規定は、平成31年3月1日から適用する。

**附 則**（令和元年6月25日教育委員会告示第1号）

この告示は、令和元年6月25日から施行し、令和元年度分から適用する。

**附 則**（令和2年2月25日教育委員会告示第1号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の6の項の改正規定は、令和2年3月1日から適用する。

**附 則**（令和4年2月25日教育委員会告示第2号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の6の項の改正規定は、令和4年3月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月24日教育委員会告示第1号）

この告示は、令和5年3月1日から施行する。ただし、別表の5の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

費目	就学援助費（年額）		支給対象
	小学校	中学校	
1 学用品費	11,630円	22,730円	要保護者（生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けていない者） 準要保護者
2 校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	実費 （上限1,600円）	実費 （上限2,310円）	
3 通学用品費	2,270円	2,270円	
4 通学費（片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上となる場合の通学に要する交通機関の旅客運賃）	実費	実費	
5 新入学学用品費	54,060円	63,000円	要保護者（生活保護法第12条の規定による生活扶助を受けていない者） 準要保護者
6 新入学準備金	54,060円	63,000円	
7 学校給食費	実費	実費	要保護者（生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食に関するものを受

			けていない者) 準要保護者
8 修学旅行費	実費	実費	要保護者
9 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に係るもの）	実費	実費	準要保護者
10 クラブ活動費	実費 （上限2,760円）	実費 （上限30,150円）	要保護者（生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けていない者） 準要保護者
11 生徒会費	実費 （上限4,650円）	実費 （上限5,550円）	
12 PTA会費	実費 （上限3,450円）	実費 （上限4,260円）	
13 卒業アルバム代等	実費 （上限11,000円）	実費 （上限8,800円）	
14 校外活動費 （宿泊を伴うもの）	実費 （上限3,690円）	実費 （上限6,210円）	要保護者（生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けていない者）準要保護者

年度途中の認定については、前住所地での支給がある場合は既支給額を差し引き、1学用品費及び3通学用品費は、月割算定とする。

3通学用品費は、小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒について支給する。

5新入学学用品費は、原則として新入学児童生徒に係る4月認定者について支給するものとする。ただし、5月以後の新入学児童生徒に係る認定者で5新入学学用品費の支給を受けることができない場合は、3通学用品費を支給する。

6新入学準備金は、原則として次年度に小学校又は中学校の第1学年に入学を予定している者のうち、3月認定者について支給するものとする。ただし、6新入学準備金の支給を受けた者は、

5 新入学学用品費の支給を受けることができない。